

## 私学ボランティア基金 平成30年における「7月豪雨」

### 「台風21号」「北海道胆振東部地震」義援金 取扱内規

#### 1. 目的

この内規は、「平成30年7月豪雨」「平成30年台風21号」「平成30年北海道胆振東部地震」によって生じた私立中学校・高等学校等（以下私立中高）の被害のうち、被災生徒に対する支援金の支給に関する取扱いを定めることを目的とする。

#### 2. 適用

この内規は、「平成30年7月豪雨」「平成30年台風21号」「平成30年北海道胆振東部地震」により居宅（居所）が居住不能（全壊・大規模半壊・半壊）となった被災私立中高生徒を適用対象とする。

#### 3. 被災生徒支援金の財源

「被災生徒支援金」は、47都道府県私学協会において加盟校等から拠出された平成30年における「7月豪雨」「台風21号」「北海道胆振東部地震」義援金をもって充て、必要となる支援金がこれを超えた場合の不足分は私学ボランティア基金（以下基金）から拠出する。

#### 4. 被災生徒支援金等の支給方法

- ①被災生徒が在籍する学校は、所属する各県私学協会を通じて、基金に対して申請するものとする。
- ②「被災生徒支援金」申請の際の罹災証明書の確認は、被災生徒が在籍する学校の責任において行うものとする。
- ③「被災生徒支援金」は、全壊および大規模半壊は10万円とする。半壊は5万円とし、転居等の実情により増額する。
- ④基金において申請内容を確認の上、支給を決定する。
- ⑤基金での審議は、総務広報委員会（必要に応じて運営役員会）、中高連常任理事会の順序でこれを行い、所属する各県私学協会、在籍する学校を通じて被災生徒に支給する。

#### 5. 定めのない事項、緊急事項の取扱い方法

定めのない事項、緊急事項等については、状況に応じて会長決裁によって処理を行い、事後に常任理事会に報告し承認を得るものとする。

#### 6. 被災私立中学高等学校見舞金

被災私立中高に対する「見舞金」は、支援金手続校へ以下のとおり加算し贈呈する。

支援金被災生徒20人以上へ	20万円
〃 10～19人へ	10万円
〃 10人以下へ	5万円

以上

附則 この内規は、平成30年10月2日から施行する。  
平成30年12月11日変更実施。